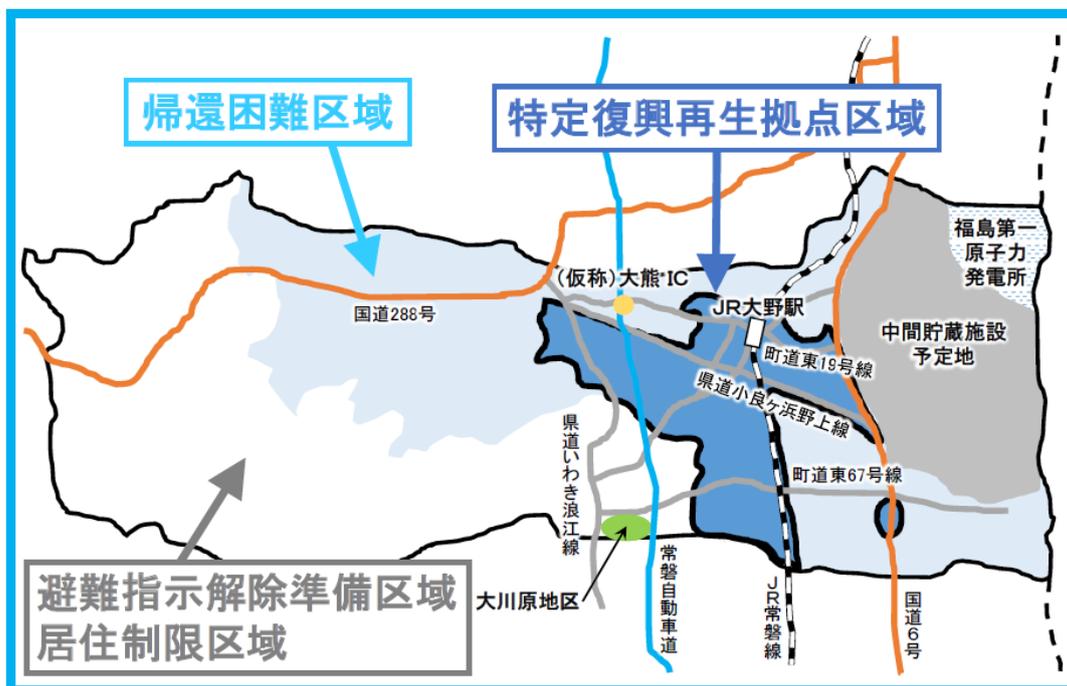


2. 大熊町の計画概要

- ・ 居住制限区域において整備が進む大川原地区及び先行的に除染が進められている下野上地区の2つの拠点を繋げると共に、常磐自動車道の(仮称)大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号線等をつなぎ、町外とのアクセスを確保する。これにより、生活環境を再構築し、町民が帰還できる環境を整備し、町外から町への定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を図る。
- ・ 区域面積：約860ha（森林・水面を除くと約650ha）
- ・ 計画期間：平成34年9月まで
- ・ 避難指示解除の目標：
 - 平成31年度末頃まで：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域
 - 平成34年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
- ・ 居住人口目標：約2,600人

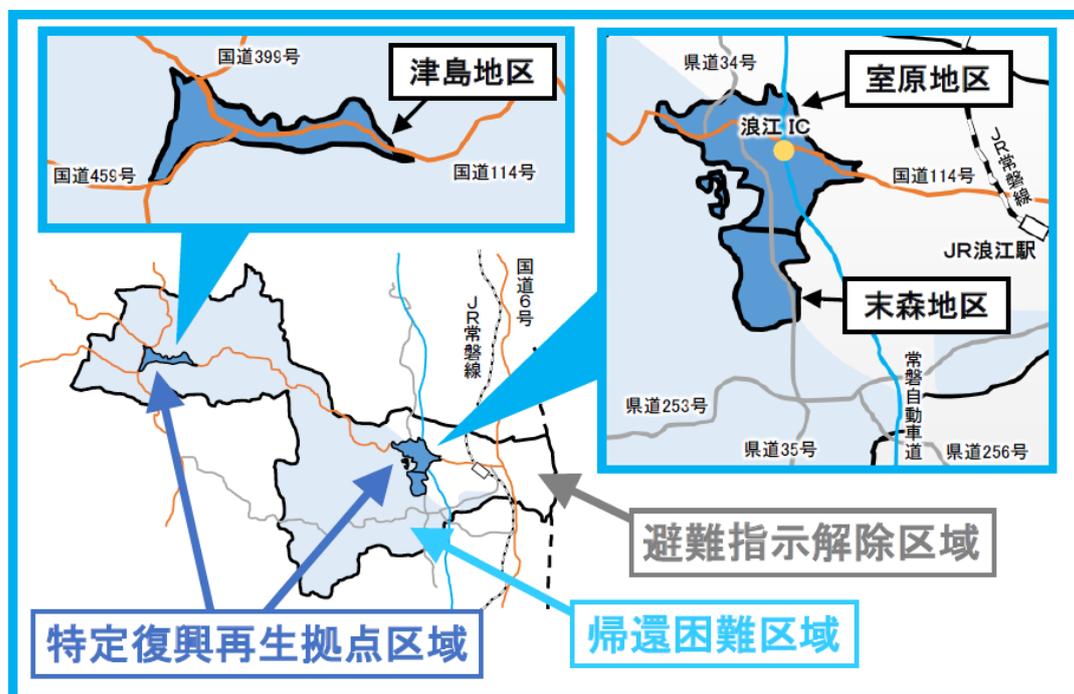
※ この計画に基づき、道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、避難指示解除を目指すこととなる。



3. 浪江町の計画概要

- ・ 帰還困難区域全体の避難指示解除に向け、合併前の旧町村に該当する室原地区、末森地区、津島地区の 3 地区を拠点とする。
- ・ 室原地区は高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要、末森地区は周辺地域との連携による農業再開エリア、津島地区は新たなまちづくりと交流エリアとして、震災前にあった環境を取り戻し、住民の帰還や生業の再生を目指す。
- ・ 大堀相馬焼の里等の保全・管理を進める。
- ・ 区域面積：約 661ha（森林・水面を除くと約 450ha）
- ・ 計画期間：平成 35 年 3 月まで
- ・ 避難指示解除の目標：平成 35 年 3 月
（ただし早期に整備が完了した区域から先行する）
- ・ 居住人口目標：約 1,500 人

※ この計画に基づき、道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、避難指示解除を目指すこととなる。



(参考) 根拠条文

福島復興再生特別措置法第 17 条の 2 第 6 項において、市町村長から申請があった特定復興再生拠点区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定することを規定。